

領土問題を考える

北方領土

竹島

尖閣諸島



自民党では毎年9月3日を

「ロシアの北方領土不法占拠に抗議する日」としています。

北方領土をはじめ、竹島や尖閣諸島など、

日本の領土をとりまく状況や、

問題解決に向けた取り組みなどについて、

「領土に関する特命委員会」委員長の

新藤義孝衆議院議員に伺いました。

日本の領土と主権を断固として守り抜く

——日本の領土問題について教えてください。

新藤 私たちの国には、第二次世界大戦に端を発し、いまだ解決していない課題が数多くあります。その一つが領土問題です。択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方領土はロシアに、日本海に浮かぶ竹島は韓国によつ

て不法占拠が続いていま

す。

また、尖閣諸島に関し

ては、わが国固有の領土である

ことは、歴史的にも、国際法上

にも明らかです。そのため尖閣

諸島をめぐる、隣国との間に解

決すべき領有権は、そもそも存

在しないのです。にもかかわらず、

中国や台湾は、わが国の主

権を脅かす行為を繰り返してい

——領土問題が未解決なままだ

と、どのようなことが起こりま

すか。

新藤 国際社会から信頼されず、

国家を成立させる基本要素と

国益を損ないます。

国家を成立させる基本要素と

は何か。それは、国民意識の統

合、領土の保全、そして主権の

確立の三つです。国家は、私

たちは日本人だ」という意識を

権を確立することが何よりも重

要です。つまり、領土や主権の

問題を抱えている今の状態は、

国家として完全とは言えない

です。

こうしたことが新聞やテレビ

などで報道されることはほとん

どありませんが、日本の領土と

主権を断固として守り抜く決意

のもと、わが党がリーダーシッ

プを発揮し、毅然かつ冷静に対

9月3日は

「ロシアの北方領土不法占拠に抗議する日」 この日を中心に返還運動を展開

— 北方領土をめぐる歴史は。

新藤 北方領土を最初に発見し、調査を開始したのは日本です。遅くとも19世紀初めには、わが国は択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島を実効支配していました。

日本とロシアの間で国境を決めたのは、今から162年前です。安政元年（1855）2月7日に日魯通好条約を締結し、両国の国境を択捉島とウルップ

島の間と決めました。

その後、明治時代に国境は2度変わりましたが、北方領土は一度として他国の領土になった事実がない、日本固有の領土です（資料1参照）。

— ロシアはいつから不法占拠をしているのですか。

新藤 昭和20年（1945）からです。以来、72年にわたり不法占拠が続いています。

ロシア側は「日本が戦争を起

こした罰だ」と居座りを正当化していますが、日本がソ連（現ロシア）に宣戦布告をした事実はありません。

昭和20年当時、有効だった日ソ中立条約を破り、日本に侵攻したのはソ連です。これは、日本がポツダム宣言を受諾した8月14日後も続き、同月28日に択捉島への攻撃を開始。9月2日にはソ連代表も参加し、日本は降伏文書に調印しました。しかし、同月3日以降もソ連は侵攻を続け、2日後の同月5日に北方四島を占拠します。

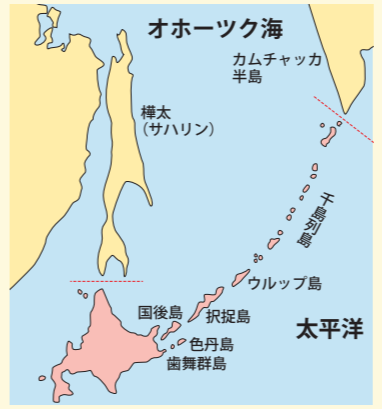
現在の国境は、昭和26年

（1951）9月8日に調印したサンフランシスコ平和条約によるものです。この時、日本は千島列島と南樺太（南サハリン）を放棄しましたが、その中に北方四島は含まれていません。ソ連はこの平和条約に調印していません。

自民党は、降伏文書の調印後にソ連が再び侵攻を開始した9月3日を「ロシアの北方領土不法占拠に抗議する日」と定めています。この日を中心に毎年、全国各地で返還運動を展開しています。


2 明治8年（1875年）

樺太千島交換条約が成立。日本は、ロシアから千島列島を譲り受け、樺太全島を放棄する。千島列島とはウルップ島以北の18の島を指し、北方四島は含まれない。



1 安政元年（1855年）

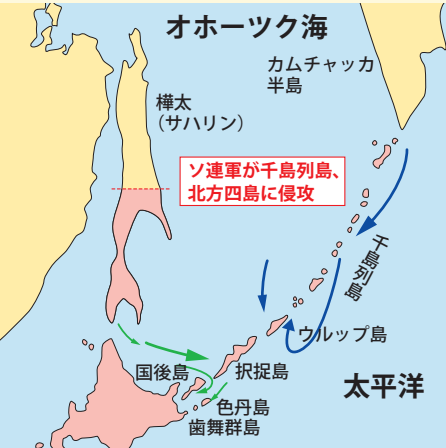
日魯通好条約を締結。両国は択捉島とウルップ島の間、初めて両国の国境を確定する。樺太（サハリン）は、両国の混住の地となる。



4 昭和20年（1945年）

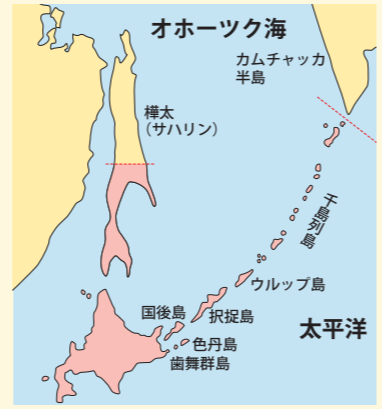
ソ連軍が北方四島に侵攻し、不法占拠する。

- 8月9日 ソ連は日ソ中立条約を一方向的に破棄し、対日参戦
- 8月14日 日本はポツダム宣言を受諾
- 8月15日 第二次世界大戦終結
- 8月18日 ソ連軍、千島列島への攻撃を開始
- 8月28日～ ソ連軍、北方四島を不法占拠



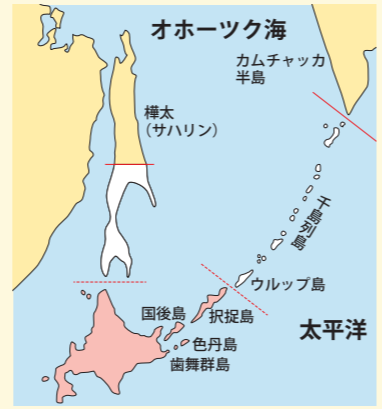
3 明治38年（1905年）

ポーツマス条約に調印。日本はロシアから南樺太（南サハリン）を譲り受ける。



5 昭和26年（1951年）

サンフランシスコ平和条約に調印。日本は、千島列島と南樺太（南サハリン）を放棄するが、千島列島には北方四島は含まれていない。また、ソ連はこの条約に調印していない。



竹島は日本固有の領土 韓国の占拠に法的根拠なし

— 竹島とは、どのような島ですか。

新藤 日本海に浮かぶ女島（東島）と男島（西島）の2つの島などからなり、総面積は約0.21km²。東京の日比谷公園とほぼ同じ広さがあり、島根県の隠岐の島町に属しています。

日本は古くから、竹島（旧称・松嶋）と、その西にある鬱陵島（旧称・竹嶋）の存在を認識し、さまざまな地図や文献に残してきました（資料2参照）。

江戸時代には幕府から葵の御紋入りの

「竹島渡海船の船印」を与えられた漁師が、鬱陵島を拠点にアシカやアワビ、海藻などをとっていました。竹島は、鬱陵島へ行くための目印や停泊地に利用され、遅くとも17世紀半ばには領有権を確立していたと考えられています。

1900年代になると、隠岐島民からアシカ漁のさらなる安定を求める声が上がります。そのため日本政府は、明治38年（1905）1月に閣議決定で

竹島を島根県に編入します。この時、官有地台帳への登録や、国有地使用料の徴収などを行いました。他国から抗議を受け

ることはありませんでした。

その後、昭和26年のサンフランシスコ平和条約で、日本の放棄すべき地域は「済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮」と規定されました。これを韓国側は不服とし、竹島も加えるよう

要求します。しかし、アメリカは「竹島が過去に朝鮮領として扱われたことは一度もない。竹島は古くから日本の島である」と、韓国側の主張を明確に否定

します。これがアメリカのラスク国務次官補（極東担当）による、いわゆる「ラスク書簡」です。

国際社会における正式文書で、竹島は日本の領土であることが再確認されました。しかし、韓国の初代大統領・李承晩は、サンフランシスコ平和条約が発効する直前の昭和27年（1952）1月に、一方的

に日本海・東シナ海の軍事境界線を設定します。韓国は、この「李承晩ライン」（資料3参照）の内側に竹島を取り込み、「竹島は韓国の領土である」と勝手

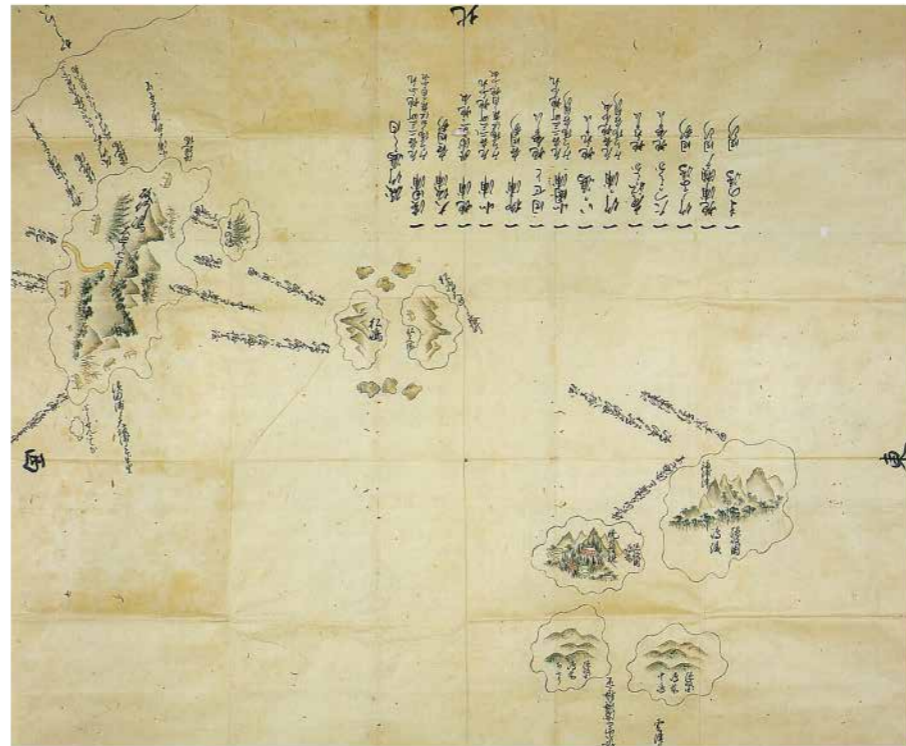
に言い始めたのです。さらに、韓国は竹島に警備隊員を常駐させ、宿舎や監視所、接岸施設等を設置し、現在に至るまで不法占拠を続けています。

これらの行為は国際法に明らかに反し、わが国はこれまで3回にわたって国際司法裁判所に付託することを提案しましたが、韓国側はすべて拒否しています。

——韓国の不法占拠により、どのようなことが起こっていますか？

新藤 昭和27年4月28日以降、ライン内に出漁した日本漁船が韓国側に拿捕される事件が相次ぎ、日本人に死傷者が出ました。また、昭和28年7月には、竹島周辺で海上保安庁の巡視船が韓国官憲によって銃撃されています。

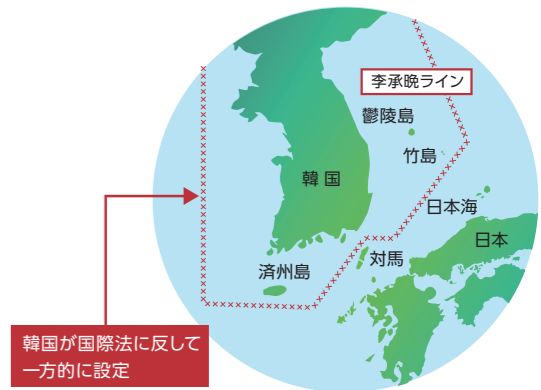
資料2 江戸時代の竹島 元禄9年（1696）



元禄9年（1696）、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図（『小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図』鳥取県立博物館蔵）。隠岐島、松嶋（現在の竹島）、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋（現在の鬱陵島）の位置関係が正しく描かれている。提供：新藤義孝衆議院議員

資料3 李承晩ライン

出典：外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>



韓国が国際法に反して一方的に設定

韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）と主張するが、面積は竹島が約0.21km²で、鬱陵島は約73km²。また、竹島は2つの島（東島・西島）などで構成され、鬱陵島の南東88km先に位置する。于山島と竹島は、面積、形状、位置がすべて異なり、同一島でないことは明らか。提供：新藤義孝衆議院議員

資料4 李氏朝鮮『新增東國輿地勝覽 八道総図』1530年（朝鮮王朝作成）



こうした許しがたい行為はもちろん、『りぶる』読者の皆さんにぜひ知ってもらいたいのは、韓国側は「李承晩ライン」を設定した昭和27年以前に関する行政文書や地図を一つも持っていないことです。韓国側が竹島を自国の領土と主張する根拠は、1530年の李氏朝鮮による地図（資料4参照）です。しかし、これを見ると島の形や大きさが違うだけでなく、位置関係すら

でたらめです。竹島でないことは、明らかです。また、当時の李氏朝鮮は、鬱陵島への渡航を禁止し、空島政策をとっていました。こうした事実があるにもかかわらず、韓国側は何百年も前から自分の領土だと勝手な主張を繰り返し、私たちの先祖がずっと使ってきた竹島の不法占拠を正当化しようとしています。

んでした。

歴史を振り返ってみると、例えば、1744年に清（中国）の皇帝の勅命により編纂された地理書『大清一統志』（資料5参照）に描かれている台湾は西半分。そこから約195キロメートル離れた尖閣諸島は地図にすら載っていません。つまり、台湾に帰属していないことは明らかです。

地図出版社が出版した『世界地図集』（資料6参照）には、日本の領土として「尖閣群島（尖閣諸島）」が扱われています。——中国が尖閣諸島の主権を唱えるのは、どうしてですか。新藤 昭和44年（1969）、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）が鉱物資源調査を行い、尖閣諸島の周辺に大量の石油が埋蔵している可能性を指摘したからです。

かつて200人以上が居住 尖閣諸島の主権を取り戻す

——尖閣諸島について教えてください。

新藤 尖閣諸島は東シナ海の南西部に位置する、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などの島嶼の総称です。

明治18年（1885）以降、日本政府は、誰も使っていない、どこの島にもなっていないことを確認し、明治28年（1895）、正当な手続きをして日本の領土に編入しました。

以来、一貫して日本の領土として扱われてきました。

一時は200人以上の住人が尖閣諸島で生活し、鯉節工場や羽毛の採集などの事業も行っていました。

第二次世界大戦後、尖閣諸島はサンフランシスコ平和条約において沖縄の一部としてアメリカの施政下に置かれました。そして、昭和46年（1971）に調印した沖縄返還協定には尖閣諸島も含まれています。中国は1970年代になるまで尖閣諸島の領有に異議を一切唱えませ

資料5 清朝『大清一統志』1744年



清の第6代皇帝・乾隆帝の勅命により編纂された地理書では、台湾府の北限は「鷄籠（きろん）城界」とされている。尖閣諸島は、この鷄籠城から東北に約195km離れた位置にあり、台湾に帰属していないことは明白。また、台湾の東側は清朝の統治が及んでいなかったことが分かる。提供：新藤義孝衆議院議員

その2年後の昭和46年6月、台湾が突然、「領有権」を主張し始めました。すると同年12月、中国が「台湾が領有する島は、当然我々のものだ」と言い出したのです。

先ほども述べましたが、尖閣

諸島に、領土問題は存在しませ
ん。中国や台湾は、歴史的資料
を平然と改変して「古来より領
有していた」と、あたかも領有
権が存在するように振る舞
っているのです。さらに、「戦争
によって領土を奪われた」と主
張し始めるなど、戦争問題に話
をすり替えようとしています。

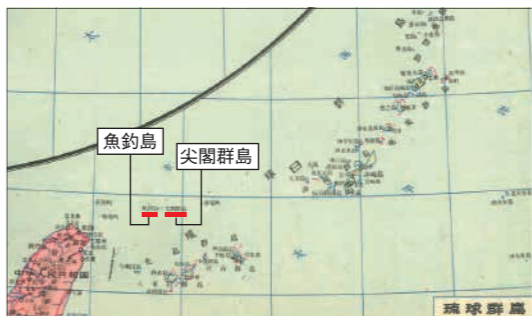
自民党が立党したのは、

今から62年前の昭和30年
(1955)です。その原

点は、日本の「自主独立の
完成」であり、党是は「現
行憲法の自主的改正」です。

現行憲法が施行された
昭和22年(1947)、日
本は連合国軍の占領下
にありました。憲法はGH
Q(連合国軍最高司令官
総司令部)が指示した草
案を基に短期間につくら

資料6 『世界地図集』(1958年、中国)



中国の地図出版社が出版した地図では、尖閣諸島を「尖閣
群島」と明記し、沖縄の一部として扱っている。
出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/>

れたもので、領土は誰が守るの
か、領海・領空をどのように守
るのかは一切書かれていません。
つまり、私たちは国家の根幹の
部分が不完全な憲法を70年間使
い続けているのです。わが党が
憲法改正を悲願としているのは、
終戦以降の占領体制から脱却し、
日本を真の主権国家にするため
です。

党政権で、その対応があまりに
もお粗末だったため、石破茂政務
調査会長(当時)に相談し、私
が委員長代理となって、特命委
員会を立ち上げました。初代の
石破茂委員長、第2代の額賀福
志郎委員長に次ぎ、昨年9月か
ら私が第3代委員長を務めてい
ます。

活動の目的は、主に三つです。

一つ目は、領土や主権に関して
他国と軋轢(あつれき)が生じた時の対応を
協議すること。二つ目は、日本
の主張の正当性を裏付ける歴史
や法的根拠などの調査研究を行
い、それを広く国民の皆さんに
お届けする広報や情報発信のあ
り方を検討すること。そして三
つ目は、政府の体制を強化する
ことです。

特命委員会の取り組みの成果
として、「領土問題三部作」を
紹介しましょう。

まず、領土問題担当大臣の新
設です。これは安倍晋三内閣に
なって初めて、内閣府内に設置
されました。初代の山本一太大
臣から、山谷えり子大臣、島尻
安伊子大臣、松本純大臣と続き、

かされている現状を国民にきち
んと知らせるべきだと訴えてき
ました。

近年、わが国の領海および排
他的経済水域(EEZ)に外国
船舶等が入域する事件が多発。
特に中国は、軍事力を急速に拡
大し、より遠方の海空域での作
戦をもくろんでいます。昨年12
月に中国海軍の空母が初めて宮
古水道を通過し、今年7月には
海警局所属の2船が津軽海峡の
領海内を航行しました。中国

から太平洋に出る、この二つの
ルートは日本のEEZを通りま
すが、公海も存在しており、海
のルールさえ守れば、どの国で
も自由に航行できます。しかし、
中国がそれを守らず、日本の領
土・領海を自国の領土・領海に
しようとするのであれば、1ミ
リの隙も見せてはなりません。

さらに、EEZ内で不法な海
洋の科学的調査も繰り返されて
います。中でも韓国は、10年前
に日本と一触即発の大騒動を招
いた、いわく付きの船が同じ海
域で調査を再開。また、中国は
今年に入ってすでに8隻が不法

領土問題の解決推進に向けてリ
ーダーシップを発揮しています。
次に、領土問題を担当する組
織の整備です。我々が提案する
前は、「北方対策本部」しかな
く、竹島や尖閣諸島を所管する
組織はありませんでした。そこ
で内閣官房に、領土・主権対策
企画調整室を設置し、関連資料
の整理や収集、広報活動、ウェ
ブサイトでの情報発信、企画展
示会の開催など、さまざまな事
業を精力的に展開しています。

そして最後は、領土や主権な
どに関する歴史的、学術的な調
査研究を行う第3者機関の新設
です。平成29年度予算におい
て、「領土・主権・歴史研究事
業補助金」が設けられ、国内の
研究機関による調査や内外への
情報発信が始まりました。今後
は、政府が持っているデータな
ども活用し、オールジャパン
体制で調査研究が進展すること
を期待しています。

このように、領土や主権に関
する日本政府の取り組みは、特
命委員会からの提案が基幹にな
っています。

な海洋調査を行い、今後も緊張
感を持って、その動向を注視す
る必要があります。

わが国は世界有数の海洋大国
で、EEZの広さは世界第6位。
豊富な漁場と、計り知れない海
洋資源のポテンシャルを秘めて
います。先ほども述べましたが、
尖閣諸島の周辺には石油資源、
また沖縄近海の海底熱水鉱床に
は銅や亜鉛などの鉱物資源があ
ることが分かっています。そし
て、竹島周辺には未来のエネル
ギーとして期待されるメタンハ
イドレートが、北方領土周辺に
も豊富な資源が海底の奥深くに
眠っていると考えられます。

技術の進歩によって、それを
採掘できる可能性が出てしまし
た。しかし、領土問題が未解決
のため、あるいは主権問題によ
って自由に使うことが制限され
ているため、海洋資源調査すら
できない状態にあります。領
土・主権問題とは、安全保障の
問題であるとともに、経済の問
題であり、そして海洋資源の問
題でもあるのです。

北方領土に、かつて住んでい

領土を取り戻し、主権を確立する一方で 日本の経済拡大や資源確保に

——今年6月2日、特命委員会
は安倍総理に申し入れをしたそ
うですね。

新藤 はい。5月17日から発生
した韓国海洋調査船による竹島
領海侵入と、同月18日に確認さ
れた中国公船による尖閣諸島領
海侵入及びドローン飛行につい

て、政府へ厳格な対処を求める
要望をしました。

その後、6月7日に岸田文雄

外務大臣、同月9日に石井啓一
国土交通大臣と松本純領土問題
担当大臣に申し入れを行い、わ
が国もしかるべき海洋調査を行
うとともに、国の安全保障が脅



た方々がいます。先祖のお墓も、残してきた財産もあります。「自分の故郷に戻りたい」という元島民の切実な願いに応えるため、安倍内閣は従来とは違う発想でロシアにさまざまなアプローチをしています。

日本固有の領土である北方領土と竹島を取り戻すとともに、尖閣諸島の主権を確立することで、私たちの国の経済拡大や資源確保につなげていく。これが領土問題の本質であると考えます。

——領土に関する教育や、領土問題の啓発活動について教えてください。

新藤 次世代を担う子供たちに、わが国の立場や領土について正しく教育することはとても重要です。平成26年1月、中学校・高校の学習指導要領解説が改訂され、竹島と尖閣諸島がより明確に記載されました。これにより、現在使用している小・中学校の社会科の教科書と、解説改訂後に検定された高校の地理、日本史、現代社会、政治経済の教科書のすべてに、北方領

土、竹島、尖閣諸島が記載されました。

さらに今年3月には小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の社会科、中学校の社会科の地理、歴史、公民のすべてに北方領土、竹島、尖閣諸島を明記しています。

また、啓発活動として、例えば領土・主権対策企画調整室では、今年4月に領土・主権に関するポスター（資料7参照）を作成し、主要都市の地下鉄の各駅や、新幹線などの車内に掲示しています。

また北方対策本部では、イメージキャラクターの「エリカちゃん」を活用し、ウェブサイトにフェイスブック、ツイッターでさまざまな情報を発信。元島民が高齢化する中、北方領土の歴史などを若い世代へ継承することに努めています。

また、領土・主権に関する情報は逐一、私のフェイスブックやツイッターで公開していますので、こちらも是非ご覧いただければと思います。

領土・主権問題の解決には国内世論の喚起が不可欠

——領土問題を解決するには何が必要ですか。

新藤 平和的に、外交の手段を使って解決することが何よりも重要です。韓国の文在寅大統領は昨年7月25日、大統領になる前に竹島に上陸しました。しかし、事態の把握が遅れた日本政府は、同日ラオスで開かれていた日韓外相会談の場で韓国に抗議をすることができませんでした。関係する国とは、「信頼」「法律」「正義」を持って、冷静に粘り強く対応しなくてはなりません。

また、国際社会を味方にすることも大切です。幸い日本には、自分たちの領土であることを示す歴史的資料、調査研究成果がたくさんあります。それらを開示することで、日本の主張には正当性があり、ロシア、韓国、中国、台湾の主張には根拠がないことを国際世論に訴えていけばよいのです。

さらに、こうした資料等を閲



覧できる常設展示室を、政府として今年

度中に開設する準備を進めています。直接、目で見て触れながら、領土・主権問題について考えるきっかけにしたいと思います。

——『りぶる』読者にメッセージをお願いします。

新藤 領土・主権問題は、国家存続の座標軸です。今ここで、きちんとした対応を取らなければ、国際社会から「日本は、経

済は一生懸命頑張るが、根幹の問題はあやふやのままでは協する国だ」というレッテルを貼られます。また、問題を先送りしたところで、そのシワ寄せは私たちの子供や孫にいくだけです。隣国と真の友好関係を築くためにも、我々の世代で平和的に解決しなければいけません。そのためにも、国内世論の喚起が不可欠です。国民が無関心では、ロシア、韓国、中国や台湾に、日本の本気度は伝わりません。

特命委員会では引き続き、歴史的事実やEEZで起こっていること、わが国の対応などの情報を発信していきます。国民の一人ひとりが日本の領土と主権に関する危機意識を持ち、声を上げることによって、新聞やテレビは報道として取り扱い、さらに国民意識は高まります。それは、日本政府を動かす原動力にもなります。領土問題解決に向けて、『りぶる』読者のご協力をよろしく願います。



領土・主権対策企画調整室
<http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/>
北方対策本部
<http://www8.cao.go.jp/hoppo/>
新藤義孝フェイスブック
<https://www.facebook.com/shindoyoshitaka/>
新藤義孝ツイッター
https://twitter.com/shindo_y

資料7 領土・主権に関するポスター

出典：内閣官房 領土・主権対策企画調整室